

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用定員について

乳児等通園支援事業の利用定員を定めることについて、子ども・子育て支援法第54条の2第3項に基づき、以下のとおり、子ども・子育て会議の意見を聴取します。

施設類型	施設名	所在地	実施方法	定員		
				0歳	1歳	2歳
公立保育所	わかば保育園	若葉町9-21	一般型	3名		
公立保育所	永田保育園	下永田4-1341	余裕活用型	1名	1名	1名